

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5 (砂防会館内)
電話 03(322)6663 FAX 03(322)6664

編集・発行人 大場真弥
印刷所 株式会社白橋印刷所

会員(定価1部100円) その他一般(定価1部150円)
毎月1回15日発行

平成18年度

河川局関係予算概算要求の概要…抜粋…



引堤が完成した梯川 (鶴ヶ島町～丸の内町地区)
(北陸地方整備局提供)



大津放水路 (1期区間) シールドトンネル
(近畿地方整備局提供)

目次

就任挨拶	河川局長 渡辺和足	2
平成18年度河川局関係予算概算要求の概要…抜粋…		3
私の治水論 (その2)	(財)リバーフロント整備センター理事長 竹村公太郎	20
地方からの声		
安全で安心な九州のまちづくり	全国治水期成同盟会連合会副会長久留米市長 江藤守國	26
直轄河川等治水期成同盟会連合会の要望活動の報告		29
平成18年度予算に関する要望		30
全水連だより 今後の行事予定		30

就任挨拶

安全な国土づくりは国の基本的使命



国土交通省河川局長

わた なべ わ たる
渡 辺 和 足

8月15日付けで河川局長を拝命しました渡辺でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

わが国は、気象、地形、地質等の自然条件から、台風・豪雨、地震、火山等による自然災害が発生しやすい条件を有しております。とりわけ、昨年は、7月の新潟、福井における梅雨前線豪雨を始めとして、観測史上最多となる10個の台風が日本に上陸し、全国各地で甚大な被害が発生いたしました。更に、10月には新潟県中越地震が発生し大災害となりました。

また今年に入っても、3月の福岡県西方沖地震、8月の宮城県沖地震の発生、2度の台風の上陸と、自然災害が続いています。このような災害の頻発を踏まえて、今年の政府の「基本方針2005」でも「国民の安全と安心を確保することは、政府の基本的責務」とされたところです。

私ども治水事業に携わる者として、安全で安心して暮らせる社会を形成することへの責任の重大さを再認識し、総力を結集して治水対策に取り組んでまいり所存であります。

このため、被災された河川等の再度災害防止のための対策を実施することはもちろんのこと、災害が起きる前に必要な治水対策を行う立場から、未だ整備の低い河川、ダム等の整備について着実に実施して参りたいと考えております。

また、昨年の一連の深刻な豪雨災害により明らかになった新たな課題に的確に対応していくために、昨年11月11日に社会資本整備審議会河川分科会に豪

雨災害対策総合政策委員会を設置し、議論を進めて参りました。委員会からいただいた、「緊急提言（昨年12月2日）」及び「提言（本年4月18日）」に基づき、これまでの災害対策の抜本的な改善を進めて参りたいと考えております。

この提言を踏まえ、これまで、「豪雨災害対策緊急アクションプラン」の策定や、主要な中小河川におけるハザードマップ作成・公表の義務化、水防団が行う水防活動にNPO等が協力・連携する制度の創設などを内容とする水防法等の改正を行ってきたところですが、今後も、これらのハード整備とソフト対策が一体となった防災・減災対策を強力に推進してまいりたいと考えております。

一方、地震対策については、新潟県中越地震や福岡県西方沖地震、宮城県沖地震などの大規模地震の発生に伴う被害の復旧に努めるとともに、中央防災会議で議論されている東南海・南海地震、首都直下地震などの大規模地震対策についても我が国の喫急の課題となっていることから、社会資本整備に責任を持つ国土交通省の防災関係のとりまとめ局として、関係部局との連携を一層強化してまいります。

社会経済情勢の変化の中、公共事業を巡る環境は大きく変わってきていますが、国民が安心して暮らせる社会の構築のため、治水事業の果たすべき役割を絶えず意識しつつ、美しく安全な国土づくりを進めてまいります。今後とも全水連の皆様方の一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

平成18年度河川局関係予算概算要求の概要

1. 平成18年度河川局関係予算概算要求の基本方針

- 気候変動の影響等により、集中豪雨等による被害が増加傾向にあり、今後さらに、昨年度のような人命・財産に甚大な影響を及ぼす災害が増加するおそれがあることから、徹底した重点化により戦略的に水害・土砂災害対策等を展開
- 「基本方針2005」において、政府の重要課題として、「国民の安全と安心を確保することは、政府の基本的責務」であり、「治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する」と明記されており、確実な成果が得られるよう防災・減災対策を実施
- ハード整備とソフト対策が一体となった防災・減災対策を強力に推進

1) 人命や生活に深刻なダメージを与える被害の緊急解消

重点4分野の目的を達成すべく、限られた投資余力の中で、増大する災害対策の必要性に効率的・効果的に対処するため、まずは深刻度の高い被害だけは早急に解消することとし、これまで以上に防災・減災対策を厳選して重点実施

- 人命や生活に深刻な影響を及ぼす床上浸水被害、土石流被害等の軽減対策を緊急的に実施
- 人命被害に直結するほどの内水被害の解消を図る事業の創設
- 重要沿岸域における緊急的な津波対策の推進
- 避難場所や避難路の整備と既設避難場所等の安全確保

- ・津波避難施設等を整備する事業の拡充
- ・安全で確実な避難のための土砂災害対策の推進

2) 確実に減災効果を確保するための多様な手法の導入

これまでの画一的な手法にとらわれることなく、確実に人命・財産の安全を確保するための防災・減災対策を徹底して採用

- 土地利用の状況や計画と一体となった効率的・効果的な治水対策推進制度の創設

- 既存ストックの徹底的な有効活用

- ・既設遊水池等の運用最適化のための施設改良事業の拡充
- ・既設ダム利水容量の治水容量への活用方策の創設

3) 地域の防災力（自助・共助）の再生を支援するソフト体制の確立

少子高齢化の進展等に伴う共助体制の弱体化や災害経験の減少に伴う危機意識の低下等を踏まえ、わかりやすい防災情報の確実な伝達等により地域の自助・共助の再生を支援

- 災害時の的確な行動に役立つ、洪水・土砂災害・津波等の各種ハザードマップの緊急的作成支援
- 画像情報等のわかりやすい防災情報の収集・伝達体制（地域防災情報ネット）の確立
- ・光ファイバー網を市町村等に接続し、防災情報を双方向で収集・提供（地方のデジタルデバイドの解消にも寄与）
- ・画像等の提供情報のビジュアル化

4) 広域的な危機管理体制の確立

大規模災害が発生した場合を想定し、円滑な復旧活動等が行えるよう統一的な指揮・命令系統での危機管理体制を早急に確立

- 災害時の資機材等の広域的な配備計画、行動計画の策定
- 配備計画にしたがって排水ポンプ車等災害対策用機械の配備
- 緊急時の情報収集空白域への防災ヘリコプターの配備

5) その他

- 的確な管理を行うための必要な管理レベルを定めた維持管理基準の策定
- 事業評価の徹底
 - 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業評価を徹底し、事業を厳選
- コスト構造改革の推進
 - 「国土交通省コスト構造改革アクションプログラム」に基づき、事業のスピードアップによる事業便益の早期発現や維持管理費の縮減等、総合的なコスト縮減対策を推進

2-1. 平成18年度河川局関係予算概算要求総括表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度		前 年 度		倍 率	
	事業費 (A)	国 費 (B)	事業費 (C)	国 費 (D)	事業費 (A/C)	国 費 (B/D)
国土基盤河川	765,734	545,542	709,320	[504,537] 495,804	1.08	[1.08] 1.10
地域河川	(443,655) 397,760	(236,835) 212,288	(409,911) 367,866	(217,581) 195,364	(1.08) 1.08	(1.09) 1.09
砂 防	(253,324) 252,740	(163,614) 163,297	(232,433) 231,835	[148,508] (147,118) 146,801	(1.09) 1.09	[1.10] (1.11) 1.11
急傾斜地崩壊対策	(47,473) 47,351	(23,999) 23,938	(44,741) 44,619	(22,621) 22,560	(1.06) 1.06	(1.06) 1.06
総合流域防災	(151,881) 149,551	(77,778) 76,485	(149,085) 146,755	(72,928) 71,763	(1.02) 1.02	(1.07) 1.07
海岸	42,040	28,271	39,181	25,818	1.07	1.10
機械	4,130	2,335	1,762	1,033	2.34	2.26
(独)土木研究所	1,528	1,528	1,448	1,448	1.06	1.06
小 計	(1,709,765) 1,660,834	(1,079,902) 1,053,684	(1,587,881) 1,542,786	[971,031] (984,351) 960,591	(1.08) 1.08	[1.09] (1.10) 1.10
(再掲) 治 山 治 水	1,592,591	1,015,599	1,482,930	927,474	1.07	1.10
治 水	1,476,195	950,401	1,372,995	866,268	1.08	1.10
海 岸	42,040	28,271	39,181	25,818	1.07	1.10
急傾斜地崩壊対策等	74,356	36,927	70,754	35,388	1.05	1.04
都市水環境整備事業	68,243	38,085	59,856	33,117	1.14	1.15
特定治水施設等整備事業	48,931	26,218	45,095	23,760	1.09	1.10
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業	13,166	7,367	13,110	7,367	1.00	1.00
下水道関連特定治水施設整備事業	35,765	18,851	31,985	16,393	1.12	1.15
計	1,709,765	1,079,902	1,587,881	984,351	1.08	1.10
災害復旧関係事業	64,561	51,263	61,490	49,847	1.05	1.03
災害復旧	45,444	37,497	45,795	38,692	0.99	0.97
災害関連	19,117	13,766	15,695	11,155	1.22	1.23
合 計	1,774,326	1,131,165	1,649,371	1,034,198	1.08	1.09

- (注) 1. 国費は一般会計ベースである(剰余金等を含まない)。前年度国費の[]書きは前年度剰余金等を含む。
2. 各事業の額は、道路関係社会資本(事業費(平成18年度47,403百万円、前年度49,076百万円)国費(平成18年度26,600百万円、前年度26,600百万円))を含んだ額である。
3. 上段()書は、特定治水施設等整備事業を含んだ場合の額である。
4. 「国土基盤河川」は一級河川(指定区間を除く)、指定河川及び権限代行区間の河川に係る事業である。「地域河川」は「国土基盤河川」及び「総合流域防災事業」以外の河川に係る事業である。
5. 「国土基盤河川」の事業費には本表の外に、特定事業先行調整費として前年度6,993百万円がある。

2-2. 河川局関係予算概算要求総括表(成果目標別)

(単位:百万円)

区 分	平成18年度		前 年 度		倍 率	
	事業費 (A)	国 費 (B)	事業費 (C)	国 費 (D)	事業費 (A/C)	国 費 (B/D)
水 害 対 策 費	(985,282) 950,570	(638,562) 619,622	(885,181) 854,170	(564,999) 548,314	(1.11) 1.11	(1.13) 1.13
土 砂 災 害 対 策 費	(266,746) 266,040	(165,259) 164,881	(244,389) 243,669	(148,672) 148,294	(1.09) 1.09	(1.11) 1.11
海 岸 保 全 対 策 費	(29,766) 29,766	(20,916) 20,916	(27,121) 27,121	(18,571) 18,571	(1.10) 1.10	(1.13) 1.13
生 活 環 境 整 備 費	(152,450) 141,562	(96,080) 90,621	(164,344) 153,310	(104,192) 98,660	(0.93) 0.92	(0.92) 0.92
自 然 環 境 保 全・整 備 費	(122,113) 121,817	(79,779) 79,631	(116,314) 116,314	(73,541) 73,541	(1.05) 1.05	(1.08) 1.08
総 合 流 域 防 災 対 策 費	(151,881) 149,551	(77,778) 76,485	(149,085) 146,755	(72,928) 71,763	(1.02) 1.02	(1.07) 1.07
研 究 開 発 費	(1,528) 1,528	(1,528) 1,528	(1,448) 1,448	(1,448) 1,448	(1.06) 1.06	(1.06) 1.06
小 計	(1,709,765) 1,660,834	(1,079,902) 1,053,684	(1,587,881) 1,542,787	(984,351) 960,591	(1.08) 1.08	(1.10) 1.10
(再掲) 治 山 治 水	1,592,591	1,015,599	1,482,930	927,474	1.07	1.10
治 水	1,476,195	950,401	1,372,995	866,268	1.08	1.10
海 岸	42,040	28,271	39,181	25,818	1.07	1.10
急傾斜地崩壊対策等	74,356	36,927	70,754	35,388	1.05	1.04
都市水環境整備事業	68,243	38,085	59,856	33,117	1.14	1.15
特定治水施設等整備事業	48,931	26,218	45,095	23,760	1.09	1.10
住宅宅地基盤特定治水 施設等整備事業	13,166	7,367	13,110	7,367	1.00	1.00
下水道関連特定治水 施設整備事業	35,765	18,851	31,985	16,393	1.12	1.15
計	1,709,765	1,079,902	1,587,881	984,351	1.08	1.10
災 害 復 旧 関 係 事 業	64,561	51,263	61,490	49,847	1.05	1.03
災 害 復 旧	45,444	37,497	45,795	38,692	0.99	0.97
災 害 関 連	19,177	13,766	15,695	11,155	1.22	1.23
合 計	1,774,326	1,131,165	1,649,371	1,034,198	1.08	1.09

(注) 1. 成果目標別及び「治山治水」の各事業の額は、道路関係社会資本(事業費(平成18年度47,403百万円、前年度49,076百万円)国費(平成18年度26,600百万円、前年度26,600百万円))を含んだ額である。

2. 上段()書は、特定治水施設等整備事業を含んだ場合の額である。

3. 河川行政の新たな展開

(1) 人命や生活に深刻なダメージを与える被害の緊急解消

近年の気候変動の影響等により、集中豪雨や台風等による災害が全国各地で多発している。

このような状況を踏まえ、人命被害や生活再建が容易でない壊滅的な被害を軽減する防災・減災対策を厳選して重点的に実施し、安全・安心が確保された社会を早急に構築することが必要である。

○人命や生活に深刻な影響を及ぼす床上浸水被害を緊急的に軽減

人命被害や元通りの生活を取り戻すことが容易でない壊滅的な被害をもたらす床上浸水被害を緊急的に軽減する対策を重点実施。

平成16年は、過去最多となる10個の台風が上陸し、全国で延べ4万4千戸の床上浸水被害が発生。

これらの災害に対する緊急対策として、実施している激特事業、復緊事業等による再度の災害発生の防止対策に対する重点投資を実施

【床上浸水を緊急に解消すべき戸数：約9万戸(H14)→約6万戸(H19)】

○戦略的な内水被害軽減対策の実施 **新規**

外水河川は、破堤による被害が甚大であることや内水の受け皿となることから、これまでは、外水対策が優先され内水対策は被災箇所への対応が中心であったが、近年の集中豪雨等により、内水被害による死者の発生や避難活動への影響が懸念されており、内水対策が急務となっている。このため、内水被害の危険地域を検証し、河川管理者と地元自治体が共同してハードとソフトの対策を一体的に行うことにより、効率的・効果的な内水対策を緊急的に実施する。

① 内水被害危険度ランク図の作成

内水対策を実施しようとする河川管理者(外水及び内水河川の管理者)は、地形特性や降雨特性から浸水頻度や浸水深を想定して、「内水被害危険度ランク図」を作成。

② 緊急的に実施する地区の決定

内水被害危険度ランク図を基に、内水被害状況、避難計画や防災情報の収集・伝達体制等の地域防災力向上に関する取組状況も考慮し、内水浸水被害対策を緊急的に実施する地区を決定。

③ 総合内水対策計画の策定

内水対策を戦略的に行うため、国と地方が連携してハード整備とソフト対策を一体とした総合内水対策計画を策定し、おおむね5年間で内水浸水対策を実施。

- ハード整備：ポンプ、貯留施設、二線堤(輪中堤)等の整備計画

- ソフト対策：避難計画、ポンプの運転調整ルールの設定、土地利用規制等

<総合内水対策緊急事業(仮称)の創設(補助)>

新規

効率的・効果的な内水対策を緊急的に実施するため、総合内水対策計画に基づき、河川管理者が実施するハード対策について重点投資を行う「総合内水対策緊急事業」を創設。

○安全で確実な避難のための土砂災害対策の推進

平成16年に、避難場所に避難している住民が土砂災害により被災した事例があったため、避難場所の総点検を実施。地形条件等により土砂災害の危険のない場所に避難場所を設定することが困難な場合は、避難場所を保全する土砂災害対策を重点的に実施。

あわせて、避難場所まで確実に到達できる安全な避難経路を関係機関と連携して集中的に整備し、また、情報通信の二重化を図るなど集落が孤立化した場合も含め地域の安全を確保。

<砂防関係事業*の拡充> **新規**

砂防えん堤等のハード施設の新規採択にあたっては、原則として危険箇所の公表や土砂災害情報等の伝達方法を市町村地域防災計画へ規定するなどのソフト対策が実施済であることを義務付け。

あわせて、保全対象に避難場所を含む土砂災害危険箇所について、保全対象が避難場所のみであっても採択できるよう事業制度を改正。

※砂防関係事業：砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策等事業

○災害時要援護者を守る土砂災害対策

高齢者等の災害時要援護者は、災害時に迅速な避難行動が困難であり、平成16年に発生した土砂災害においても、犠牲者に占める災害時要援護者の割合は6割以上にのぼった。よって、災害時要援護者の対策は急務であり、ハード対策として砂防えん堤等を重点的に整備し、老人福祉施設等の災害時要援護者関連施設の安全を確保する。(警戒避難体制の充実のために、土砂災害防止法を一部改正し、これら施設への土砂災害情報伝達を義務化したところ。(改

正法施行：H17年7月))

※災害時要援護者とは、65歳以上の高齢者や幼児をさす。

【土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設 約3,100施設 (H14) ⇒約4,100施設 (H19)】

○東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震や活断層に起因する地震による土砂災害対策等

東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生に備え、地震に起因する土砂災害により住宅等が被災することがないように、土砂災害対策を重点的に実施。

また、新潟県中越地震や福岡県西方沖地震などの活断層に起因する地震により発生する土砂災害対策等も重点的に実施。

<住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業の拡充>

新規

新たな住宅宅地供給が見込まれる土地を保全する土砂災害対策だけでなく、大規模地震の強化区域等における既存住宅や宅地等の耐震化にあわせて、それらの住宅等を保全する土砂災害対策にも適用できるよう事業を拡充。

また、住宅供給の見込みがある地域を守るダムについても適用できるよう事業を拡充。

○総合的な流木災害防止対策の推進

H16年度は度重なる台風の上陸等により、流木を伴う土砂災害が全国各地で相次いだ。土砂とともに森林等から発生した大量の流木が下流部の集落などに被害を与える事例が多発し、流木災害対策が急務となっている。

このため、流木災害の発生が懸念される地域において、上流部における危険木等の処理や下流部における流木を捕捉する施設の設置など、治山事業と砂防事業の連携による一体的かつ集中的な防災対策を行う。

○東海地震、東南海・南海地震等に対する緊急津波対策

東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生に伴い津波が来襲するおそれがある重要沿岸域において、避難対策と既存施設の機能確保を概ね5年間で緊急的に実施する。

- 重要沿岸域において津波浸水想定区域調査を完了。
- 地域中枢機能集積地区については、開口部対策を完了。

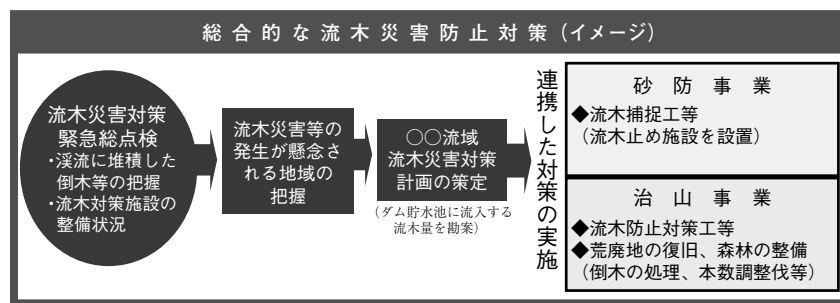
○津波避難地・避難路等の総合整備の緊急実施

重要沿岸域等においてエリアを定め、避難対策を緊急的に実施。

- 計画に基づき関係事業（海岸、河川、道路、都市公園、港湾等）を緊急的に実施し、津波ハザードマップ作成とあわせて概ね5年間で避難困難地を解消
- 海溝型地震による甚大な津波被害に備えて、ハード・ソフト一体的な津波対策を強化

<津波危機管理対策緊急事業の拡充（補助）> 新規

海岸利用者の確実な避難のため、津波危機管理対策緊急事業を拡充し、海岸避難塔の整備、津波防災ステーションにおける避難スペースの確保や復旧用資機材の備蓄といった防災拠点機能の強化を図る。

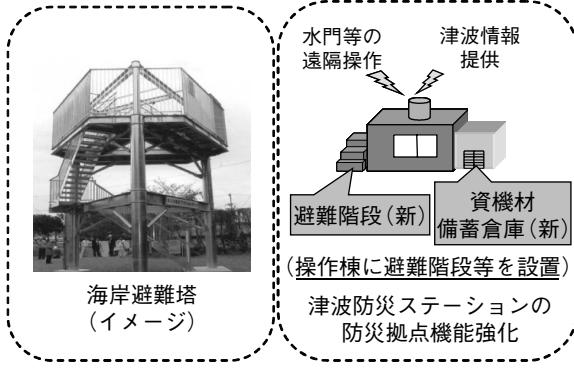


津波危機管理対策緊急事業(拡充)

一連の防護区域を有する海岸において、地方が作成する津波危機管理対策緊急事業計画に基づき、5年以内に、以下の対策を総合的に実施

- ① 水門等の自動化・遠隔操作化等
- ② 津波防災ステーションの整備
(避難機能、復旧用資機材備蓄機能の追加)
- ③ 堤防護岸の補修
- ④ 津波ハザードマップ作成支援
(耐震調査等)
- ⑤ 津波情報提供施設の設置
- ⑥ 避難対策としての管理用通路の整備
- ⑦ 避難用通路の設置
- ⑧ 海岸避難塔の整備

※下線部：事業メニュー拡充



○高潮・高波による壊滅的被害防止対策の緊急実施
 これまでの海岸災害では経験のない菜生海岸の被災を教訓として、全国緊急点検を実施した結果、この海岸と同様に人的被害を含む甚大な被害が生じるおそれのある危険地区を概ね5年間で緊急的に解消すべく施設の強化・補修等を実施。

※昨年の台風23号では、計画波高を超える観測史上最大の高波が高知県菜生海岸を襲い、堤防が

約30mにわたって倒壊・流失し、家屋13棟が被災、3名が死亡、4名が負傷

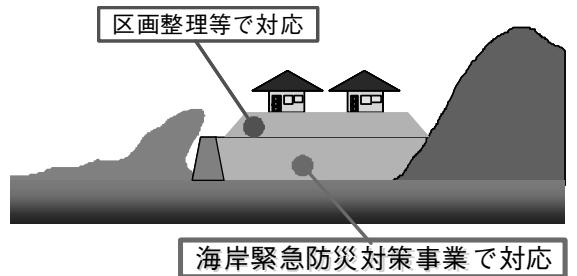
<海岸緊急防災対策事業(仮称)の創設> **新規**

山と海に囲まれた狭隘な地区で、堤防を高めると越波した海水が滞留し、被害が拡大する恐れがある箇所において、堤防高上げに代わり、地盤を高め上げる制度を創設する。

山と海に囲まれた狭隘な地区では堤防嵩上げが困難



想定越波量による滞留被害軽減のための地盤嵩上げ事業を実施!



(2) 確実に減災効果を確認するための多様な手法の導入

河川等の整備は年々着実に向上しているものの、未だ十分な水準は達成されていない状況下で、災害からの安全度を早期に向上させるためには、土地利用状況や既存の施設の運用状況等も考慮し、これまでの整備手法にとらわれることなく、確実に人命・財産の安全を確保することができる防災・減災対策を徹底して採用。

○土地利用状況を考慮した効率的・効果的な治水方策の構築

集中豪雨の頻発等を踏まえ、災害に対する安全度を確かかつ早期に向上させるため、これまでの連続堤方式では整備が取り残されている地域において、土地利用状況も踏まえつつ、従来の画一的な施設整備での防御だけでなく「人的被害を極力低減させることを中心に宅地等を優先して防御」するため、宅地等については輪中堤や嵩上げ等により、それ以外の土地については、異なる必要な安全度を設定し、住宅移転や建築規制により、土地利用状況など地域

の実情・意向を踏まえた効果的・効率的な整備を実施する。

＜特定水防災対策制度（仮称）の創設＞ **新規**

近年の集中豪雨の頻発等を踏まえ、閉鎖型はん濫域等において、宅地等の安全度の向上を確かかつ早期に図るため、特定水防災対策制度（仮称）を創設し、河川事業による既設住宅等の移転を実施。

○既存施設を徹底的に有効活用した治水対策

遊水地などの河川管理施設について、運用が開始されてから、河川改修の進捗などにより、現状において必ずしも施設の治水機能を最大限に発揮する最適な運用ができていない状況にある施設が存在している現状。

これらの河川管理施設について、現行の機能や運用を緊急的に総点検し、河川改修の進捗状況や出水状況の変化等を踏まえて、操作規則の見直しを実施。また、施設の治水機能の運用を最適化するための施

設改良を行うことができる新たな事業制度を創設し、早急に治水安全度を向上。

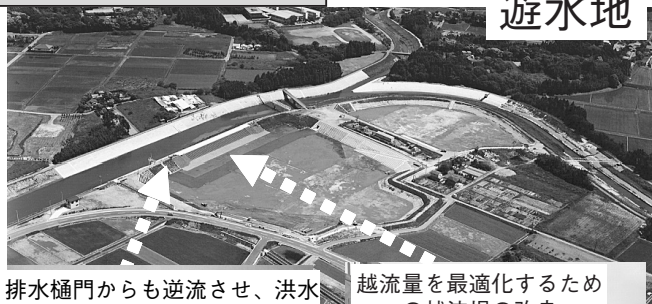
＜既存施設運用高度化事業の創設（総合流域防災事業の拡充）＞ **新規**

早急に治水安全度を向上させるため、河川改修の状況等を踏まえて、遊水地、調節池等の河川管理施設の治水機能の運用を最適化するような越流堤や排水樋門の改良等について、新たに補助対象とする。

＜利水容量の治水容量への緊急活用（直轄堰堤維持事業の拡充）＞ **新規**

河川改修等の整備が遅れている河川において、早急に治水安全度を向上させるため、既設ダムにおいて現在のところ需要が発生していない利水容量を活用して治水容量を確保。この際、当該利水容量を治水容量として利用する事について、当該利水者と協定を締結し、その利水者の負担する堰堤維持費を河川管理者が補填。

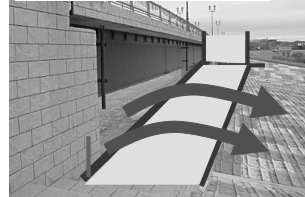
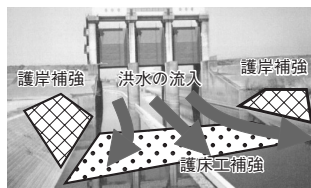
河川管理施設改良イメージ



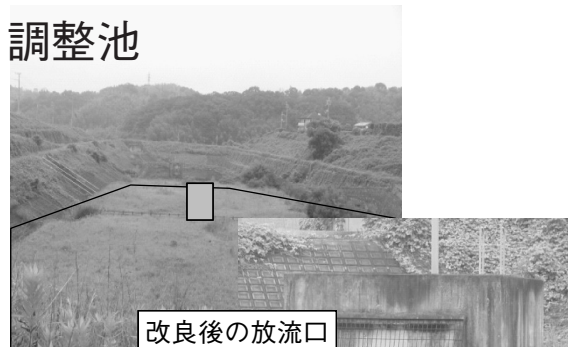
遊水地

排水樋門からも逆流させ、洪水調節に使用するための施設改良

越流量を最適化するための越流堤の改良



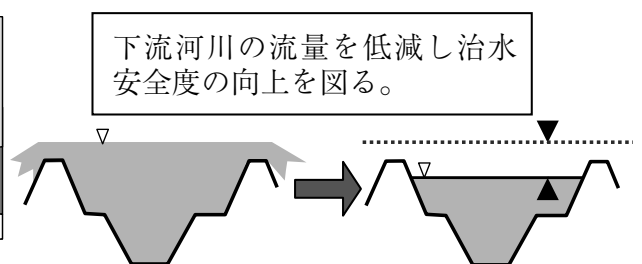
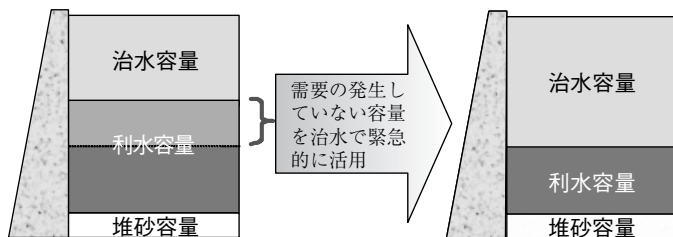
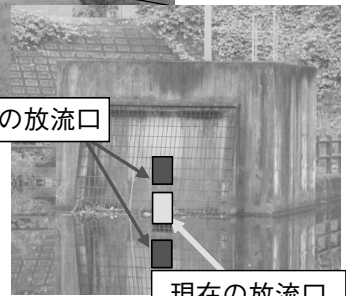
調整池



改良後の放流口

中小洪水でも効果的に洪水調節出来るよう下段放流口を設置

現在の放流口



下流河川の流量を低減し治水安全度の向上を図る。

(3) 地域の防災力（自助・共助）の再生を支援するソフト体制の確立

少子高齢化が進展し高齢者世帯が増加するに伴い、旧来型の地域コミュニティが衰退するなど地域の共助体制が弱体化。また、住民や自治体の災害経験が減少し、災害に対する危機意識も低下。このような社会的状況を踏まえ、地域の自助・共助を再生するための取組みを進めていくことが必要。

○各種ハザードマップ整備

平常時から防災意識の向上を図り、災害時に的確に行動できるようにするため、災害時における被害の状況と避難方法等の情報を住民に分かりやすく提供することを目的とした洪水・土砂災害・津波等のハザードマップを作成・公表。

- 洪水ハザードマップについては、平成21年度末までに全国約1,800の市町村（平成17年4月1日時点）で作成・公表予定。
- 土砂災害ハザードマップについては、土砂災害警戒区域の指定に合わせて、平成21年度末までに、過去5年間に大規模な災害を受けた箇所や災害時要援護者施設を含む箇所全国約6,000箇所で作成・公表予定。
- 津波ハザードマップについては、平成21年度末までに重要沿岸域の全ての市町村である402市町村（平成16年8月調査時点）で作成・公表予定。

○地域防災情報ネットの構築

平成16年の豪雨災害等においては、避難勧告の発令等の遅れがあったほか、発令されても避難しない住民が多数に上った。このため、市町村の避難勧告等の発令の判断や個人の避難行動の判断に資する画像情報等の分かりやすい防災情報を収集・伝達するための情報機器を緊急的に整備し、情報提供するとともに、光ファイバ網を市町村と接続し、双方向で確実に防災情報を伝達・収集する体制を構築する。

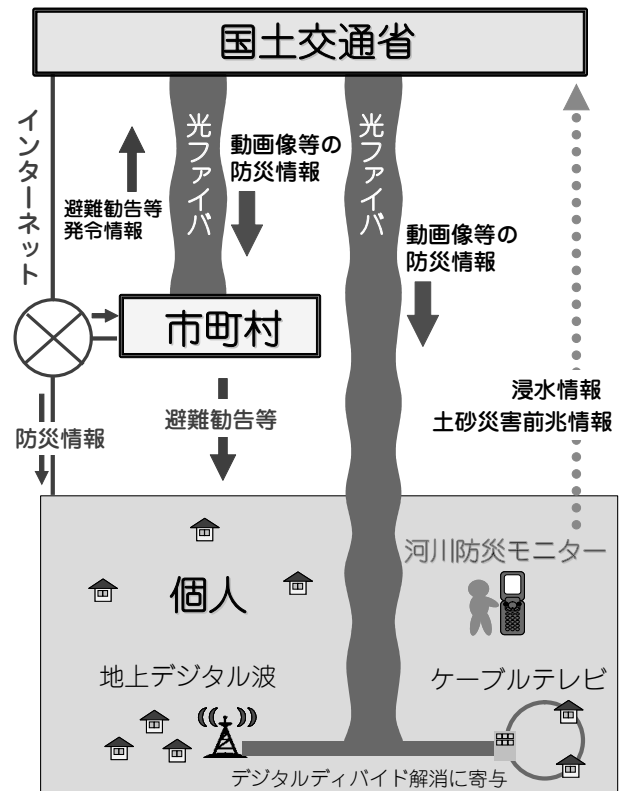
<自ら判断できるわかりやすい情報の提供> **新規**

- 市町村毎にカスタマイズした水位・雨量予測情報、洪水予警報等をH18年度から全ての市町村を対象に提供
- 災害の危険を実感できる画像情報や、水位縦断面図、浸水状況図、土砂災害警戒情報等の提供情報のビジュアル化
- 5年間で約900の中小河川において10分間隔での洪水予測を実施

- 地域や個人が土砂災害に適切に対応できるよう、土砂災害警戒区域等の指定を拡大（(H16)約3,500箇所 → (H18)約3万箇所）
- 市街地に実績浸水深等を表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を設置

<情報の確実な伝達・収集>

- 災害時においても輻輳しない国土交通省光ファイバを市町村、地下街管理者等と接続し災害情報を直接提供（約230市町村(H17)→約400市町村(H18)）
- 個人・市町村へ防災情報をインターネット、地上デジタル放送、ケーブルテレビ等の多様な手段で提供するとともにカーナビ(VICS)等を活用し道路利用者に水害・土砂災害・津波情報を提供
- 市町村の的確な判断を支える判断・伝達マニュアルの作成等を支援
- 河川防災モニター制度により流域の浸水情報、土砂災害前兆情報を収集
- 市町村及び国土交通省の震度データを光ファイバ等を活用して気象庁へ配信



(4) 広域的な危機管理体制の構築

地域において豪雨や地震などに起因する激甚な災害が発生した場合には、広域のかつ甚大な被災による制約の中、被災地では多岐にわたる現地ニーズに対応する緊急オペレーションが重要。その際、単なる応援ではなく統一的な指揮・命令系統での危機管理体制が必要。このため、大規模な災害が発生した場合でも復旧等のための行動を円滑に行えるよう、そのために必要な資機材や人員等の広域的な配備・提供・支援の体制づくりを行う。

- 災害時の排水ポンプ車等災害対策機械や人員の広域的な配備計画、行動計画を策定し、広域的な支援体制を緊急的に確立。
- 配備計画にしたがって排水ポンプ車等災害対策機械を配備。
- 災害時の情報収集能力の高い防災ヘリコプターを緊急時の情報収集空白域へ配備。
- 水害の状況等からみて当該市町村の水防団のみでは十分な水防活動がなされないおそれがある場合に備えて近隣の市町村の水防団等が支援する体制を構築。

(5) かわまちづくりの推進

人々が親しみ誇れる都市に再生するため、川や水辺の持つ多様な機能（景観形成、人々が集い楽しむ空間、身近な自然、地域の個性・魅力の発揮等）を発揮させることが重要である。このため河川空間のハード・ソフトにわたる構造改革を展開。

① 「川の森」づくり

都市の水と緑のネットワークを構築するため、川沿いに植樹できる場所については、徹底的に植樹を実施する。都市においては木を植えるための植樹に関する基準類を新たに整備する。自治体と河川管理者が全川にわたり、植樹の可能性のチェックを行い、植樹計画を策定して川の森づくりを計画的・戦略的に推進する。

② 都市の川を活用した賑わいの創出

川の賑わいを創出するため、既存の枠にとらわれない川と一体となったデザイン・活動を募集する提案制度を創設。市民団体、商店街等の提案の具体化検討を行う制度を創設し、舟運の復活など賑わいを創出する提案を社会実験として実施し、地域社会と河川の協力体制のもとで利活用を推進する。

③ 清澄な水が豊かに流れる川の復活

地下浸出水等の未利用水源からの導水や、適切な水資源配分の考え方のもとで環境を目的とした水利使用許可等による河川からの導水を実施。必要な水量・水質が確保された「まちの清流」を再生。

④ 地域の歴史・文化の薫る川づくり

近年の国民の余暇の過ごし方や観光客の嗜好の変化にあわせ、川の価値を高めるため、川に関する歴史・文化・自然等に関する情報の蓄積・発信を行うとともに、連続したフットパスの整備やNPO等と連携したりバーガイドシステムの創設を行う。

⑤ 全国的な地域ぐるみの活動の醸成

市民全体、自治体、企業、学識経験者等による「かわまちづくり推進会議」（仮称）を設置し、全国大会開催、優秀事例の表彰、研修実施等によるかわまちづくりの全国的な地域ぐるみの活動の醸成を図る。

(6) エコロジカルネットワークの再生

河川と流域の水路、池、沼、田んぼ等の水域の連続性を確保し、水域のエコロジカルネットワークを構築することにより、河川と流域との間を行き来して生活する魚類等の水生生物の生息・生育環境を回復するとともに、地域の生態系を再生する。

- 河川管理者、地域住民、NPO、土地改良区等の関係者からなる地域協議会を設置し、地域協議会がエコネット再生計画を策定。
- エコネット再生計画に基づき、関係者が連携して以下の対策を実施。
 - 魚道や切り欠きの設置等による河川・水路・田んぼ等の間の落差の解消。
 - 瀬・淵やワンドの再生、高水敷切り下げによる湿地環境の再生等の河川や水路の再自然化
 - 休耕田等を活用した「たまり」の整備 等
- 再生計画の策定、再生事業の実施等の各段階において、必要に応じ専門家を派遣し、再生地区の取り組みを支援。

(7) その他の取り組み

○沖ノ鳥島の管理・保全の充実と利活用策の検討

わが国最南端の島である沖ノ鳥島は、約40万平方メートルの排他的経済水域を有する極めて重要な島であり、国が直轄管理を実施。同島については、国土保全・利活用の観点から、その保全について十

分な措置を取ること、また、同島を積極的に利活用しその実績を積み重ねることが極めて重要である。また、周辺海域におけるわが国の国際法上の権利の基礎であり、同島の保全是国土保全上極めて重要であることから、その保全を最優先に行うとともに、その前提の上に、可能な利活用を考えていく必要がある。

[管理・保全の充実]

設置後十数年を経、老朽化している海岸保全施設について、引き続き適切な維持管理を行うとともに、沖ノ鳥島を形成する珊瑚の増殖に関する実証実験を行う。さらに、同島の適切かつ迅速な維持管理に利用するとともに、一般の防災、測量等にも資する多目的飛行艇の導入の検討を行う。

[利活用策の検討]

同島の保全及び利活用の基盤となる電力及び水等の確保方策（海洋温度差発電等）について、必要な施設整備の詳細について検討する。

○災害改良復旧事業（海岸工事）の拡充 **新規**

津波や高潮等による住宅等の被害を防止するための保安林を保全する護岸等（林野庁所管）の被災に対する復旧において、保安林前面の前浜を維持するための沖合施設の整備がなされず、前面及び周辺の海岸が侵食され、再び災害を引き起こす恐れがあることから、林野災を親災として沖合施設を含めた面的整備を国土交通省が行えるように、災害改良復旧事業を拡充する。

○芋川流域における地すべり対策事業の推進

新潟県中越地震により芋川流域においては、大規模な河道閉塞を含む約1,800箇所を超える斜面崩壊が発生し、激甚な被害が発生した。また、昨年は中越地方で19年ぶりの豪雪となり、その後の融雪出水等によって流域の荒廃が進んだ。よって当該流域における集中的かつ迅速な対策を講ずるため、地すべり対策事業を推進する。

○宮崎海岸における海岸保全施設整備事業の推進

宮崎海岸の侵食は沖合も含めて拡大しており、侵

食が進行すると越波浸水被害や重要幹線道路の流出など地域に与える影響は甚大となるおそれがあることから、抜本的な保全対策を進める必要がある。対策は長大な沿岸の漂砂機構を解明しながら、計画的な養浜、大規模ヘッドランド群の導入など事業規模が大きくかつ高度な技術力を要するものであることから、集中的に保全対策を講ずるため、海岸保全施設整備事業を推進する。

4. 効率的・効果的な事業の実施

昨年は破堤をはじめとした治水施設の破壊により甚大な被害が発生した。地域の防災力の低下、水防体制の脆弱化等が進行する中で、機能維持としての管理の重要性が再認識されている。しかしながら、今までは、管理内容について特段の基準を定めず個々の河川毎に経験的に必要と考えた管理を実施してきたところであり、結果として本来必要な管理内容に対して不足や無駄があった可能性がある。

このため、具体的な維持管理基準を定め、これに基づく管理を徹底して実施し、治水施設の機能維持による災害の軽減を図る必要がある。

① 維持管理基準の策定

治水施設の機能維持による災害の軽減を図るため、河川の規模や重要度、河川特性に応じて、最低限必要とされる管理項目やその頻度等の基準化を図る（平成17年度）とともに、基準に基づく維持管理の徹底を図るため、河川砂防技術基準（維持管理編）の改定を図る（平成18年度）。

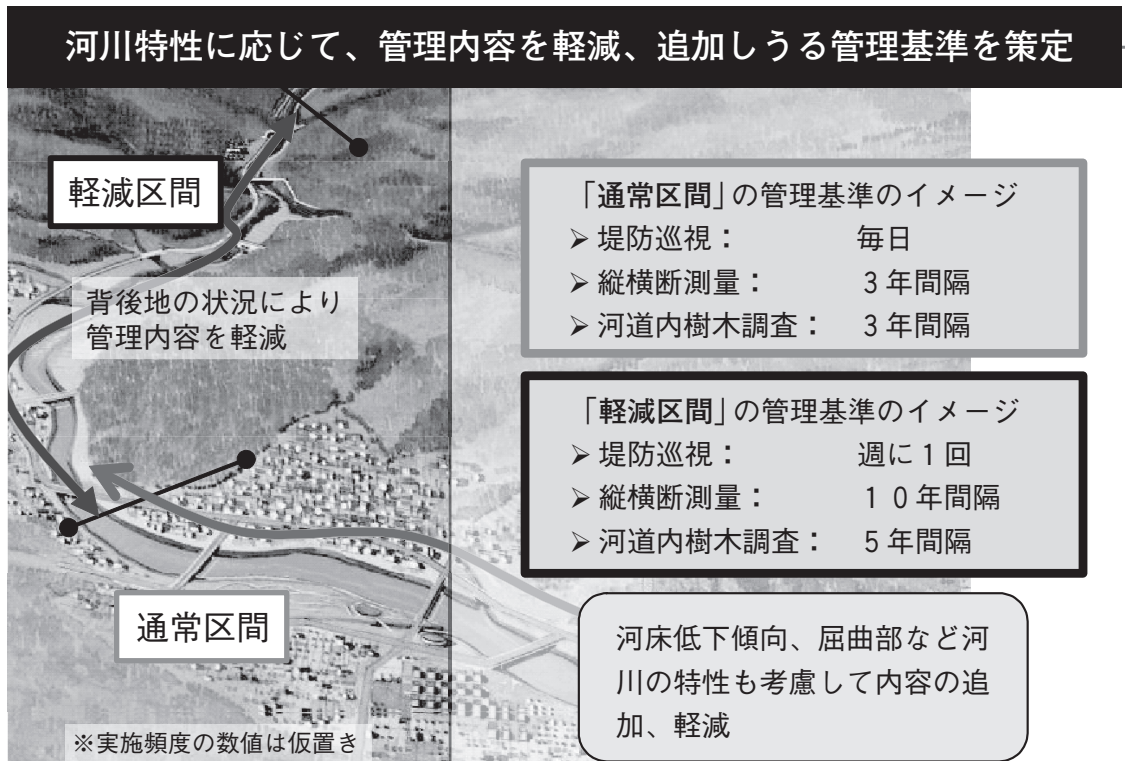
② 河川ごとの河川管理方針、計画の策定

各河川の特性を踏まえた的確な管理を行っていくため、維持管理基準に基づき、河川毎に河川管理方針と計画を策定。（例えば河床上昇傾向の河川では河床の状況の監視を徹底（方針）、毎年横断測量を実施、出水後には堆積土砂調査を実施（計画））

③ 河川管理業務の一部のNPO等への委託の推進

委託可能な管理業務を明らかにし、これらについてNPO等への委託を推進。

具体的な管理基準のイメージ



○耐久性・効率性等を重視した施設・部材の整備・管理基準の充実

ポンプ、堰などの施設は、時間管理型（耐用年数管理）、注文生産であり、部品の欠品等の問題により、維持修繕、更新に問題が生じている。これら施設や部材等について、設置環境や施設の種類、重要度に応じた、必要な機能、耐久性、品質について基準化し、これらの健全性に基づいた管理を行いライフサイクルコストの低減を行う。また部材の規格の標準化を行う。

① 設置環境や施設の種類、重要度に応じた仕様の策定

施設や構造物を構成する部材等の必要な機能、耐久性、品質等の観点から[1]重要な部材は信頼度を高く、[2]損傷しても重大な機能の低下につながらない部材はある程度の損傷を許容する等となるよう仕様を変更。

② 健全度評価基準の設定と「修繕カルテ」の作成

所要の安全度を確保しつつライフサイクルコストを低減するため、[1]施設や部材の健全度を測る「ものさし」としての機能維持や老朽化等の基準による評価を行い、維持更新の優先度やスペック（耐久性、品質等）を基準化する「健全度管理型」の管理、[2]

効率的な整備、管理のため「修繕カルテ」の作成等を実施。

③ 部材の規格の標準化

更新コストを低減するため、部材の規格の標準化を導入。部材の標準規格については、標準設計図書に位置づけ、展開を図るとともに、これを標準部材として汎用性の確立、コスト縮減を図る。

○コスト構造改革の推進

「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき、事業のスピードアップ、設計・調達の最適化をポイントとした公共事業のすべてのプロセスを例外なく見直す「コスト構造改革」に取り組んでおり、事業のスピードアップによる事業便益の早期発現や将来の維持管理費の縮減等、総合的なコスト縮減をより一層推進し、平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率を達成することを目標とする。

○ダム事業改革の取り組み

ダム事業については、社会経済情勢の変化等に伴う事業を巡る批判や新たなニーズに積極的に応えるべく、事業マネジメントの徹底、透明性の確保、より効率的な予算執行、コスト縮減の新たな取り組み、環境への配慮、既存ダムの活用等の取り組みを通じ

<コスト構造改革への取り組み事例>

区分	事例	総合コスト縮減効果
事業の重点化・集中化	<ul style="list-style-type: none"> 河川、砂防、海岸事業において、事業期間、区間を設定、公表し、重点投資を行う短期集中型事業の導入により治水効果の早期発現を図る。 	<p>(モデルケースによる試算例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来10年間の工期を要する放水路事業に対し、5年間の工期短縮により約7億円のコスト縮減効果。 ※事業便益の早期発現効果を費用便益分析に基づくB/Cで除することにより、コスト縮減額に換算。(公共事業コスト構造改革フォローアップ実施要領による)
計画・設計の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 原則として貯水池標高以上(河川区域外)とすべき付替道路について、道路管理者との協議により、洪水時の最高水位以上(河川区域内)にルートを変更し、現道の利用区間の拡大及び原石山・工事用道路跡地を有効活用して、工事費の縮減を図る。 ダム事業における掘削法面の保護対策であるコンクリート吹き付け法枠工に対し、同等の安定が図れる合理化施工法(簡易法枠工)を採用しコスト縮減を図る。 河口水門のゲートに、従来の門柱タイプ(引き上げ式ローラーゲート)に替わり門柱レスタイプ(ライジングセクターゲート)を採用することにより、建設費用を縮減。 砂防ソイルセメントを用いた工法の推進により、建設発生土の有効活用が可能となり、環境への負荷軽減、施工の合理化による建設コストの縮減等を図る。 人工リーフの技術的な指針について、性能規定の考え方を取り入れた見直しを行うことにより、コスト縮減を図るとともに、既設の消波ブロック等のリサイクルを推進し、景観的にも良好な海岸づくりを推進する。 	<p>(モデルケースによる試算例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ルート変更による現林道の利用区間拡大等により、付替道路工事費 約34億円→約21億円 (約38%コスト縮減) (モデルケースによる試算例) <ul style="list-style-type: none"> 簡易法枠工の採用により、掘削法面工事費 約61億円→約34億円 (約44%コスト縮減) (モデルケースによる試算例) <ul style="list-style-type: none"> ライジングセクターゲートの採用により、ゲート部工事費 約22億円→約19億円 (約14%コスト縮減) (モデルケースによる試算例) <ul style="list-style-type: none"> 砂防えん堤基礎部を砂防ソイルセメントによる地盤改良等の変更により、337百万円→305百万円 (約9.5%コスト縮減) (モデルケースによる試算例) <ul style="list-style-type: none"> 不透過ブロックで全面を覆い施工されていた人工リーフについて、陸側を不透過ブロックに代えて、他で不要となった消波ブロックをリサイクルすることにより、 従来構造 1基あたり 約7.6億円 →見直し後の構造 1基あたり 約5.9億円 (約20%コスト縮減)

事業マネジメントの徹底・透明性の確保

★全国の直轄及び水機構のダムで工程・コスト統合管理システムを本格運用し、工程・コスト管理を徹底

■アロー図による工程管理
■クリティカルパスの把握

■各部門における共有管理 (事業情報の共有化)

全国ダムの
予算管理
等へ活用

本省

⇕

共通PMツール

⇕

整備局 事務所

■執行状況管理
■コスト管理

項目	平成11年度	平成12年度	平成13年度	計
ダム費	13,085,000	11,191,000	14,403,000	38,679,000
管理助成費	2,418,000	2,378,000	1,958,000	6,754,000
保安費	1,552,000	4,013,000	2,859,000	8,424,000
工事用助方費	17,920,000	21,522,000	18,248,000	57,690,000
用務費及び補修費	2,488,000	89,000	165,000	2,762,000
計	37,463,000	33,878,000	37,653,000	109,000,000

工程管理と連動したコスト管理

<システムの本格運用>
直轄・水機構の全てのダムでシステムを活用予定

- 年度途中におけるコスト縮減や追加ニーズ等の状況を的確に把握
- 上記を踏まえ、ダム間流用を適宜行うなど、効率的な予算執行

計画・設計・施工等あらゆる段階でのコスト縮減

★コスト縮減マネジメントシステムを構築し、コスト縮減への取り組みを全ダムに徹底

全国の直轄及び水機構の全ダムでチェックシートを作成し、ダム毎のコスト縮減の可能性をもれなくチェック

事業名	〇〇ダム (本ダム)		⑤ 検討		⑥ 検討		⑦ 検討の動機	⑧ 検討の回数 (千円)	⑨ 検討の費用 (千円)	⑩ 検討の削減率 (%)	⑪ 検討の削減額 (千円)	⑫ 検討の削減率 (%)	⑬ 検討の削減額 (千円)	⑭ 検討の削減率 (%)	⑮ 検討の削減額 (千円)	⑯ 検討の削減率 (%)	⑰ 検討の削減額 (千円)	⑱ 検討の削減率 (%)	⑲ 検討の削減額 (千円)	⑳ 検討の削減率 (%)	㉑ 検討の削減額 (千円)	㉒ 検討の削減率 (%)	㉓ 検討の削減額 (千円)	㉔ 検討の削減率 (%)	㉕ 検討の削減額 (千円)	㉖ 検討の削減率 (%)	㉗ 検討の削減額 (千円)	㉘ 検討の削減率 (%)	㉙ 検討の削減額 (千円)	㉚ 検討の削減率 (%)					
	② 区分	③ 区分	④ 項目	⑤ 検討	⑥ 検討	⑦ 検討																													
ダム	本体工	ダム計画	ダム型式・断面	6	H15	(未記入)	ダム型式を重力式コンクリートから合形CSGに変更した。	△△ダムの事例を見て、再検討を行うこととした。	80,000	10																									
			断面積削減	2	H15	(未記入)	断面積を削減し、掘削量を削減した。	H15土木研究所との打合せにおいて、掘削方法を検討した。	30,000	25																									
			掘削方法	3					7,000	15																									
			その他	4					20,000	6																									
			天流工	5																															
			取替切工	6		H17	(未記入)	従来の取替切工を改良し、コスト削減を図る。	△△ダムの事例を見て、再検討を行うこととした。	10,000																									
			取替水勝工	7		H17	(未記入)	断面縮小及び延長の発注し、コスト削減を図る。	H15土木研究所との打合せにおいて指導された。	30,000	12																								
			取替工	8		H20	(未記入)																												
			その他	9			(未記入)																												
			本体掘削	10		H15	(未記入)	掘削量の削減を図る。	H15土木研究所との打合せにおいて、掘削方法を検討した。																										
			掘削	10-1		H17	(未記入)	掘削方法の改良によるコスト削減を図る。	他ダムにおいて実施していたため、比較の対象とした。	30,000																									

全国のダム事業へフィードバック

収集事例を分析、評価し、適用条件、効果、留意事項等を整理しデータベース化

各ダムの取り組みを恒常的に支援する体制を組織しバックアップ

<約1,000件のコスト縮減事例> (件数)

実施中、実施済みのコスト縮減策	
ダム本体	380
付替道路	476
その他の工事	69
合計	925

★個別ダムにおいても、原則全ての本体発注工事などで新たな入札契約方式の検討 等

★コスト縮減額等は、ダム間流用の弾力的実施などにより、ダム事業全体で有効に活用

て、ダム事業改革を推進する。

5. 政策評価及び個別公共事業の評価

平成14年4月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(行政評価法)が施行され、法律上の明確な枠組みに基づいて政策評価を実施。また、同法に基づき、国土交通省政策評価基本計画を策定し、

① 政策アセスメント (事前評価)

新規施策について、必要性・効率性・有効性を厳しくチェックした上で施策を企画立案

② 政策チェックアップ (業績測定)

国民の目から見てより分かりやすいものとなるよう、成果 (アウトカム) で政策を評価

③ 政策レビュー (プログラム評価)

国民の関心の高いテーマ等を選定し、政策の見直し、改善につながる総合的な分析・評価を実施

の3つの評価によるマネジメントサイクルを確立。

また、個別公共事業の実施においては、新規事業採択時評価、再評価について、同基本計画に基づき実施。

① 政策アセスメント (事前評価) の概要

新規・拡充施策等について、必要性・効率性・有

効性の観点から厳しくチェックし、真に必要な施策を企画立案。例えば必要性の観点からは、目標と現状の乖離の把握や、その原因分析・課題の特定を行い、具体的な施策を提案。

○平成18年度概算要求等に係る政策アセスメント対象施策

- 総合的・緊急的な内水浸水被害対策の推進
- 土地利用状況を考慮した効率的・効果的な治水方策の構築
- 利水容量の治水容量への緊急活用
- 河川管理施設の運用最適化
- ソフト対策と連携した砂防施設整備
- 津波危機管理対策緊急事業の拡充
- 海岸緊急防災対策事業の創設

② 政策チェックアップ (業績測定) の概要

毎年度末を目途に、事業実施により国民等にどのような効果がもたらされるのかをできるだけ直接的に表す業績指標 (アウトカム指標) の測定を行い、指標と施策に関わる現状を分析することにより、成果の進捗状況、課題や今後の方向性等を評価し、その結果を予算等に反映。

政策目標：水害等による被害の軽減

施策の概要

必要性：

諸外国と比較して厳しい我が国の国土条件や社会条件において、水害被害の軽減を図り、安全で安心できる社会活動を支える必要がある。

指標：洪水による氾濫から守られる区域の割合

主な施策：河川整備、ダム等洪水調節施設の整備、砂防設備の整備

初期値	実績値	目標値
約58% (57.8%)	約59% (59.1%)	約62% (61.7%)

指標：土砂災害から保全される戸数

主な施策：砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備

初期値	実績値	目標値
約120万戸	約127万戸	約140万戸

主な課題

河川、ダム、砂防設備等の整備には計画から完成まで長時間を要することが多いため、施設整備途上においてハード・ソフト一体となった減災体制の緊急的な整備が必要である。

また計画規模を上回る洪水等による災害に対する体制整備が必要である。

現状分析

○洪水による氾濫から守られる区域の割合
H16の実績値は59.1%と目標達成に向けて概ね順調に推移している。

○土砂災害から保全される戸数
H16の実績値は約127万戸であり、目標達成に向けて概ね順調に推移している。

今後の取組み

○できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。

○本体工事中のダムや水害が頻発している地域での河川改修に重点的・集中的な投資を行うとともに、箇所数を厳密に管理し、計画的・効率的な施設整備を図る

○下水道事業と河川事業の連携による浸水対策を重点的に推進し、床上浸水が慢性化している地区における抜本的な浸水解消を図る。

【政策チェックアップの例】

③ 政策レビュー（プログラム評価）の概要

既存施策について、国民の関心の高さ、政策課題としての重要度等の観点からテーマを選定。第三者から助言等を求めながら、総合的で掘り下げた分析・評価を実施し、今後の政策の見直し、改善につなげる。

○政策レビュー河川局関係テーマ ※（ ）内はとりまとめ予定年度

- ・バリアフリー社会の形成（H17）
- ・プレジャーボートの利用改善（H17）
- ・国土交通行政におけるテロ対策の総合点検（H17）
- ・行政行動の改革（H18）
- ・直轄工事のゼロエミッション対策（H18）

④ 個別公共事業の評価

河川局所管事業について新規事業採択時評価や再評価等を実施し、公共事業の効率的な執行及び事業実施における客観性・透明性を確保。

(1) 新規事業採択時評価

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について新規事業採択時評価を実施。

- ① 事業費を新たに予算化しようとする事業
- ② ダム事業の実施計画調査費を新たに予算化しようとする事業

(2) 再評価

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について再評価を実施。

- ① 事業採択後一定期間（5年間）が経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後長期間（10年間）が経過した時点で継続中の事業
- ③ 準備・計画段階で一定期間（5年間）が経過している事業
- ④ 再評価実施後一定期間（5又は10年間）が経過している事業
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等によ

り再評価の実施の必要が生じた事業

(3) 事後評価

「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づき、平成15年度より本格実施。

(4) 再評価結果

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		5年未着工	10年継続中	準備計画5年	再々評価	その他	計	継続		中止	評価 手続中
								うち見直し継続			
ダム事業	直轄・機構事業	1			2		3	3			
	補助事業等				8	3	11	1			10
	合計	1			10	3	14	4			10

注1 再評価対象基準

5年未着工：事業採択後一定期間（5年間）が経過した時点で未着工の事業

10年継続中：事業採択後長期間（10年間）が経過した時点で継続中の事業

準備計画5年：準備・計画段階で一定期間（5年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（5又は10年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

(5) 評価結果の公表

原則として、年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後、評価結果等についてインターネット等を通じて公表。ただし、個別箇所で予算内示をされる事業（ダム事業等）については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表。

（詳細については、<http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/hyouka/index.html> 参照）

なお、上記(1)～(3)に係る評価に当たっては、費用対効果分析を含む総合的な評価を行い、費用便益分析については、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき実施。

6. 新たな行政課題に対する調査検討（行政部費）

○渇水調整方策検討

○都市部における洪水はん濫流の挙動解析等検討

○河川における特定外来生物等対応技術検討

○河川における亜鉛対策等に関する検討

○洪水予測システムの精度向上に関する調査

○首都直下地震交通対策プラン調査検討

○海岸管理者及び地域住民が連携した海岸ゴミ対策の検討

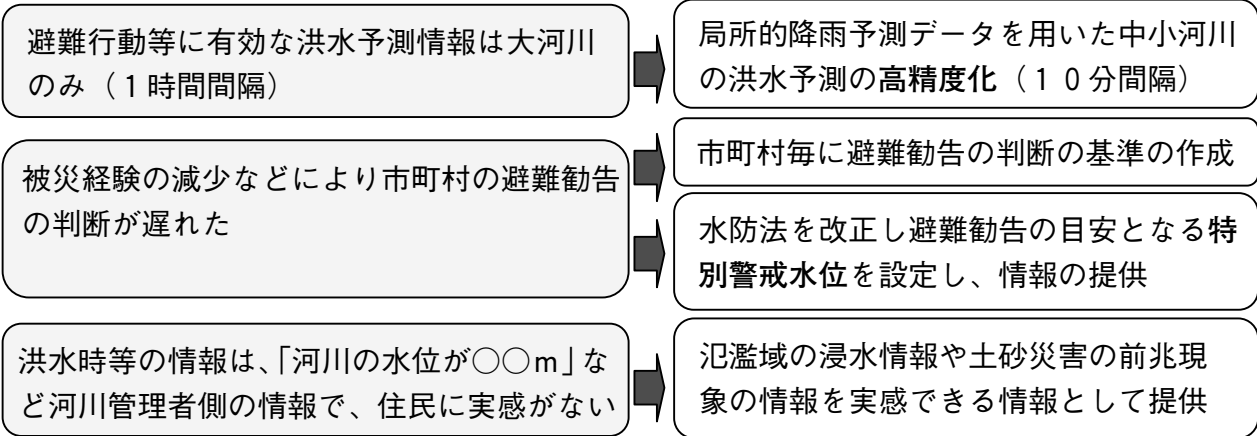
○河川利用情報の集約・活用による地域活性化等の支援方策検討

7. 豪雨災害対策緊急アクションプラン（平成16年12月10日）の実施状況

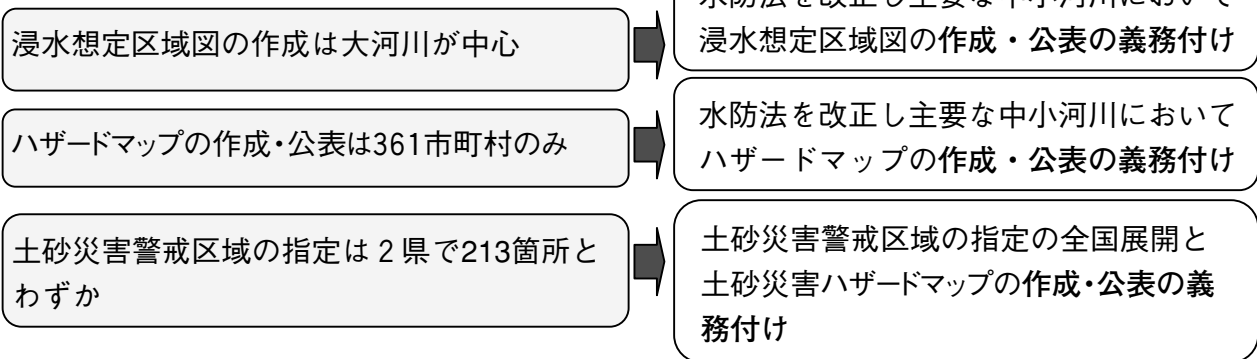
現 状 と 課 題

改 善 策

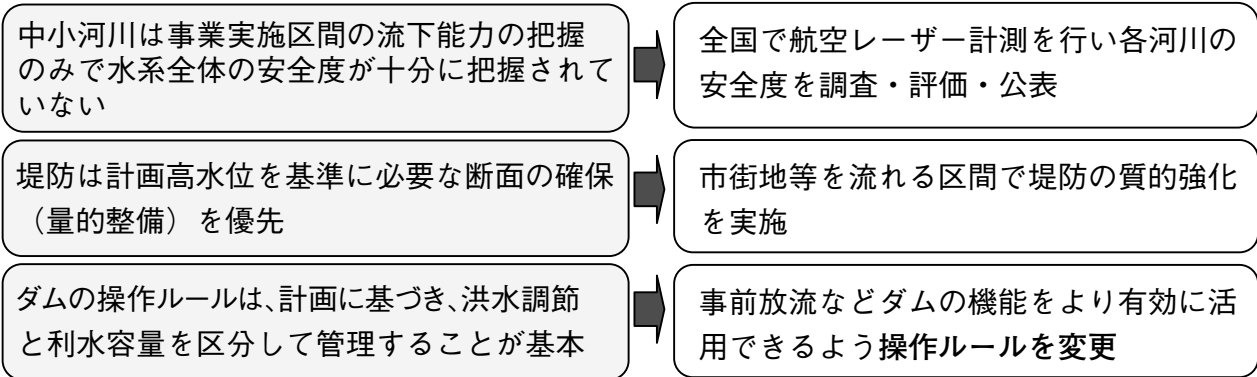
送り手情報から受け手情報への転換を通じた災害情報の提供の充実



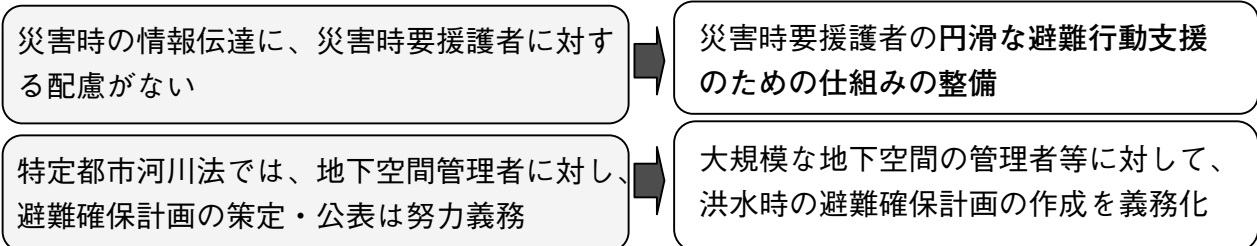
平常時からの防災情報の共有の徹底



迅速かつ効率的な防災施設の機能の維持向上



地域の防災対応力の強化



平成17年度末の実施見込み

改善目標等

▶ ガイドラインの作成。全国で試行。	▶ H21年度までに一級水系約900河川で整備
▶ 昨年度に作成したガイドラインに基づきモデル河川で判断基準を作成	▶ 全国の市町村で避難勧告判断基準を作成
▶ 約1000河川（水位情報周知河川）	▶ H21年度までに約2000河川
▶ 利根川で試行（氾濫域の浸水情報）	▶ H19年度までに全ての直轄河川で試行
▶ 156市町村で土砂災害情報の提供	▶ H19年度までに約400市町村で提供
▶ 浸水想定区域は239河川で公表済み、更に約240河川で公表予定	▶ H21年度までに浸水想定区域は約2200河川を公表
▶ ハザードマップは402市町村で公表済み、更に約120市町村で公表予定	▶ H21年度までにハザードマップは約1800市町村で作成
▶ 約1000箇所（近年災害の発生した箇所等）を指定	▶ H21年度までに約6000箇所（近年災害の発生した箇所等）を指定
▶ 航空レーザー計測を約5万km ² 実施 モデル河川で安全度について調査・評価・公表	▶ H19年度までに全ての一級水系河川に係わる約12万km ² 実施 全国の河川の安全度について調査・評価・公表
▶ 直轄河川で約6,000kmの詳細点検、 中小河川で約7,700kmのカルテを作成	▶ H21年度までに直轄河川約10,000km実施、 中小河川はカルテを作成し順次実施
▶ 直轄・水機構の12ダム、補助ダムの 7ダムで実施予定	▶ 直轄・水機構の全てのダムについて事前放流 等の検討後適宜実施
▶ 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を作成しモデル市町村で避難マニュアルの作成を支援	▶ 引き続き市町村の避難マニュアルの作成を支援
▶ 大阪市・名古屋市等において23施設で避難確保計画を作成	▶ 引き続き避難確保計画の作成を支援

私の治水論（その2）



(財)リバーフロント整備センター
理事長 竹村 公太郎

ダム・遊水地で洪水を貯め、川の水位を下げる

① 怒りを買うダムの説明

河川の専門家から見ればダムや遊水地で洪水を一時的に貯め、下流の川の水位を下げる効果は当たり前だ。ところが一般の人にとってはそれが当たり前でない。だから、ダム事業がややこしくなってしまう。

(図一2)は平成16年の九頭竜川の真名川ダムの洪水調節図である。見事に洪水調節が行われている。このおかげで九頭竜川大野市の五条方地点で水位を約2.2mも下げた。

これほど単純で分かりやすいこともない、と我々専門家は思う。しかし、一般の人々は(図一2)を理解できない。何しろ生まれて初めて見る図なのだから。

まず、縦軸の単位の「流量」の概念が分かりにくい。毎秒何百 m^3 という単位は一体どのような意味な

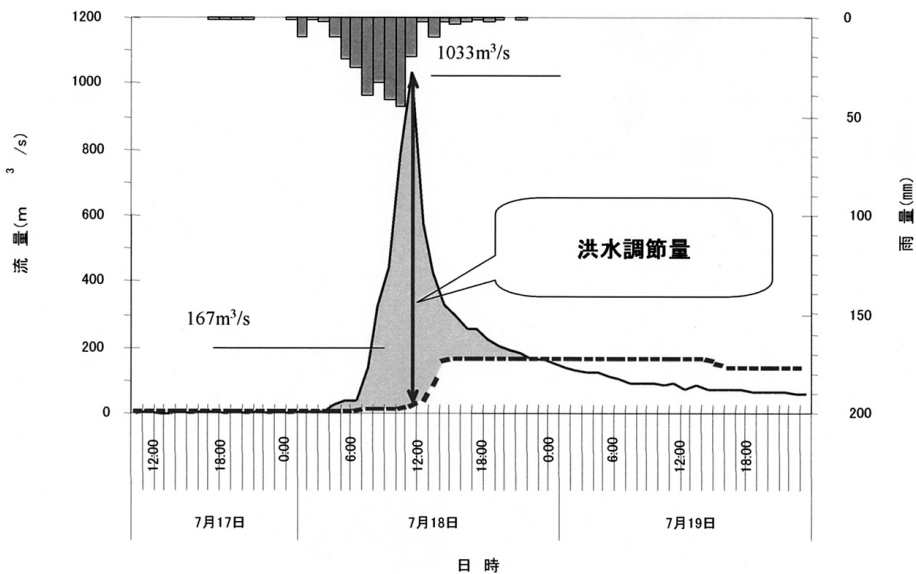
のか、が理解できない。

横軸の単位の「時間」となると余計分かりにくい。一般の人々が横軸を時間にした図など生涯で何回使うだろうか？何人もの異分野の友人達に聞いたが、その全員が一回もない、との返事だった。

追い討ちをかけて難解なのがこの図の洪水曲線だ。この曲線は洪水を表わす、それはどうにか理解したとしても、ダム流入曲線とダム流出曲線を同じ図で一緒に理解しろという、これは難解だ。

一般の人にとって決定的にわからないのが(図一2)で色が濃く塗られているダム貯留量だ。これがダムで貯めた洪水の水量だ、と説明されてもまったく理解できない。

これは数学における「積分」である。日常生活で出会ったことのない積分を目の前に突き出されて「ダムの効果はこれほどあった」などと説明されて、理解できるわけがない。



図一2 平成16年真名川ダムの洪水調節

私の経験でもそれはある。長く勤めた職場を止め、新しい人生を歩みだしたときまずノート携帯パソコンを購入しようと思った。10万円オーダーの買い物である。懸命にその女性店員の話聞いた。しかし、彼女が説明する用語が全く分からなかった。分からない用語でパソコンの性能を次々と説明されているうちに、イライラしてきた。30分もするとそのイライラは怒りになっていて、よほど購入するのを止めようかと思ったほどであった。

自分が理解できないことを得々と説明されるほど腹立たしいことはない。

ダム関係者も同じだ。ダムの洪水調節の難解な説明を受ける一般の人々の気持ちが分からず、懸命に説明をすればするほど、押し付けがましくなり、実際に洪水被害を受けた人々の怒りを買ってしまう。

② ダム説明の努力

「何故、洪水の最中にダムから放流したのだ！ダムが放流したから下流が被害を受けた」という問いは永遠に続く。

これはダム洪水操作の宿命的な説明の課題である。どうやってこの質問に答えたらいいのか、未だ私も確たる説明の仕方を知らない。苦し紛れかもしれないが私は(写真-8)を使って説明している。この写真は高速道路の料金所の空中写真だ。料金所では車が溜まっている。料金所を過ぎると、すいすい車が流れていく。



写真-8 高速道路の料金所

ダムもこれと同じです、と説明する。ダムに入る大きな水量を一時的に溜めて、ダムから下流に安全な水量だけ流していく。厳密ではないが、この料金所の写真は人々の生活実感に近くて理解しやすい。

この感覚を分かってもらった後で、先の(図-2)を出して説明する。そうすると、意外と簡単に分かってもらえる。

1つだけはっきりしていることがある。それは「このような説明を洪水が発生した後に説明しても遅い」ということである。洪水が発生してから説明しても、言い訳にしか聞こえないのだ。

洪水が起こる前、関係者の心が穏やかで冷静な時に、このダム洪水調節の仕組みと過去のダムの洪水調節実績を説明しておく必要がある。説明する対象は、都道府県庁、下流の市町村、流域の警察署・消防署、流域の自治会、水防団、流域のNPO、さらに、この地域を担当している新聞社の出先の記者たちである。

ダム洪水調節の難しさを克服して、人々に理解してもらうにはこの努力以外にない。

難しいダムの洪水調節の仕組みを、洪水が起きる以前に、時間をかけて、和やかに、笑いをもって説明していく。その努力を積み上げていくことが(写真-9)のような悪意に満ちた記事を少なくしていく。



写真-9 ダム放流と洪水の記事 (朝日新聞2004年12月15日)

③ 流木の貯留効果

最近目立ってきたのが、洪水時にダムに溜まる流木の量である。

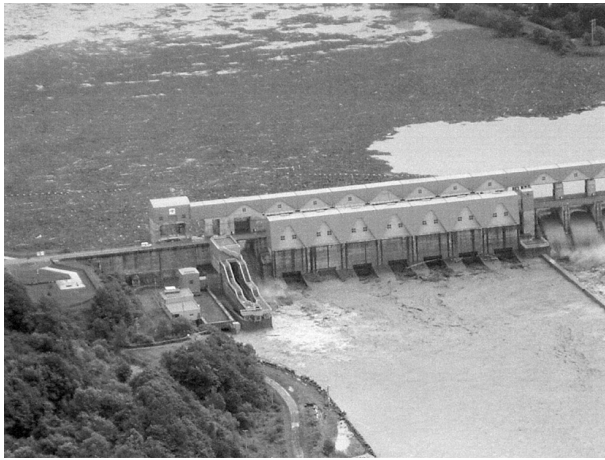
これには原因がある。山林管理をしている林野庁や民間は、木を伐採しても外へ持ち運ばずそのまま山林の中に放置している。それらが洪水時に一斉に

流れ出してくるのだ。

(写真—10)は平成16年の北海道開発庁の二風谷ダムで流木が溜まった様子である。(写真—11)はその流木である。このときは総計7万 m^3 (100m×100m×7m)という膨大な量となった。

このときの洪水では、沙流川の水位は堤防から溢れる寸前まで上昇していた。もし、この流木がダム下流に流れ出て橋脚にかかったりすれば、水位はさらに上昇して堤防を乗り越え遂には破堤する大災害となっていた可能性が強い。

河川管理者の説明はそこで終わってしまう。



写真—10 平成16年二風谷ダムの洪水調節と流木

実は、そこから先の説明をしなければならない。

この流木は河口や内湾や海岸に流れて行く。そこで河口・海域の生産活動や環境に打撃を与えてしまう。流木が流れ出せば、牡蠣、海苔、養殖漁業への被害だけではなく、浜辺での地引網や海水浴にも影響も与えてしまう。流木の災害復旧費はとりにくい。この災害復旧費の予算が取れなければ、地方自治体はなけなしの独自予算でこの流木を撤去しなければならない。

ダムに流木が溜まれば、河川管理者が責任をもってそれを引き上げ、チップにしたりして処理していく。ダムは洪水時に河口や海域の生産活動や環境を救っている場合があるのだ。

ダムが流木を貯留する効果は極めて大きい。しかし、ダム建設時の正式な目的は、洪水調節、上水道、農業用水などであり、その目的に「流木貯留」は入っていない。そのため、ダム管理者は流木貯留の効果の説明に躊躇してしまう。

ダムは土砂や有機物の循環系を悪化させ、河川水質へ影響を与えることは否定しない。河川管理者はそれらのダム環境問題の解決に当たってきたし、今後も全力をあげ解決に努力していく。一方、洪水時にダムが河口域や内湾や海岸を助けている場合もある。その説明に躊躇する必要はない。

良いことも、悪いことも事実は事実として知る。



70,000 m^3 の流木



写真—11 二風谷ダムの流木

その上で川の安全と環境を議論する土台が出来ていく。時間がかかるがその方法しか道はない。

④ ダム水没の人々への共感

ダムは洪水調節にとって効果的な事業である。しかし、この事業は下流地域のためにダム水没地の方々が犠牲になる。

ダムは広大な面積を水没させてしまう。そこには思い出の学校があり、思い出の森や小川があり、自分が生まれ育った家がある。田植えをし、稲の刈り取りをし、お祭りをした共同体のすべての思い出が根こそぎ水没してしまう。水没者たちの思い出は金銭で補償できない。水没する人々の共同体の思い出は取り戻せない。

ダムとは水没者の「思い出」を消失させる事業なのだ。

それほど犠牲を払うダム事業である。ダムの事業者はダムの公共性の強い確信を持っているか。思い出を失う水没者の心を思いやれるか。ダム建設ではそこが問われることとなる。

ダムに従事する技術者は技術面でも人間性でも大きな責任を負っている。

治水論・番外編① 川の水位を上げる洪水対策、1つだけの例外

治水の原則は「洪水の水位を下げる」その一点である。

ところが、例外が1例だけあった。先輩の上林氏に教えられた。それは砂州で閉塞した河口を突

破して、洪水を海へ流し去る方法であった。

明治15年、オランダ技師エッシャーが設計した九頭竜川河口の三国突堤である。

(写真—12) がその空中写真と上林氏が推定復元したT型水制である。はっきり分かることは、河口の先に行くに従って川幅が狭くなっているのだ。

これでは水位が上がってしまう。そう、この構造は水位を上げる狙いを持っている。洪水の水位を上げて、洪水の流れに勢いをつける目的だ。勢いをつけた洪水は、一気に河口に溜まった砂州を吹き飛ばし、海との押し相撲に勝って日本海に流れ出ていく。

自然の力を利用した見事な河口部での砂州対策である。

海に飛び出した突堤のカーブも見事だ。日本海の流れの方向に逆らわずカーブしている。これによって余計な長さの突堤は省略できている。浜辺の流砂への影響も最小限に抑えられている。

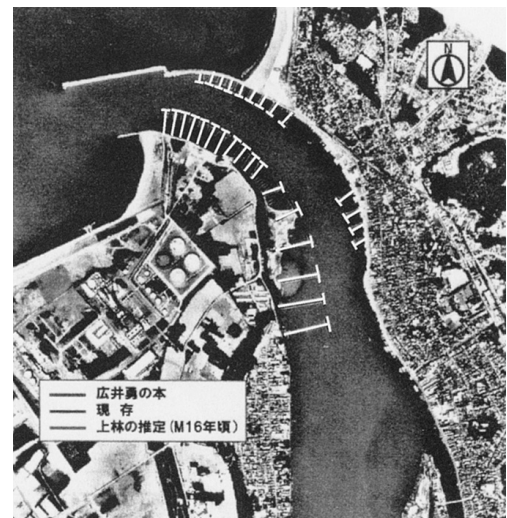
明治15年以降、この突堤は今でも現役として活躍している。

平成15年、土木構造物で初めて重要文化財に指定された。この三国突堤の英知を我々後輩も学ぶべきである。

今、海岸が瀕死の状況である。それは、河口部の長い突堤や港湾、漁港の突堤が流砂を止めているのが大きな原因である。この三国突堤の事例を学んで、国土保全という観点から、海岸の突堤を見直し、改良していくことが後輩たちの大きな課題として残っている。



(a) 空中写真



(d) 上林が推察復元した当時のT型粗梁水性

治水論・番外編② 緑のダムはあるのか？

この質問をされると、河川技術者は「大洪水では森林のピーク流量カットは期待できない。渇水時には森林の蒸発散によりかえって河川の流量は減少してしまう。森林の存在を前提とした上で河川計画は策定されている。森林とダムが相まって治水・利水計画がまっとうされる。」これは平成13年の日本学術会議の答申「森林の多面的機能」でも明らかにされている。

私も河川局長の時代はそのように答えた。実際、田中長野県知事の脱ダム宣言の際、部下に(図-3)を作成させた。

この図は、長野県は戦後一貫して森林大国であったことを示している。森林面積の率は落ちていない。それなのに過去、長野県は何度も降雨災害に襲われ多くの人命と財産を失ってきた。長野県の風水害被

害額は全国でNo.1なのだ(面積が8県分ある北海道を除く)。

森林を増やせば、災害が防止できるというのは、単なる田中知事のレトリックにすぎない。私はこう主張して、市民団体やマスコミなどから嫌がられていた。

しかし、この私の説明の仕方は間違っていた。退官して3年たってやっと自分の誤りに気が付いた。

一般の人々の直感では「森が増えれば洪水は少なくなる」である。それを全否定してしまう私の説明は誤りであった。

今の私はこう答える。「緑のダム効果はある」そして(図-4)を示す。

この図は鶴見川の流域開発の変遷である。1958年には市街化率は10%だった鶴見川流域は40年後の1997年には85%まで上昇してしまった。まさに都市

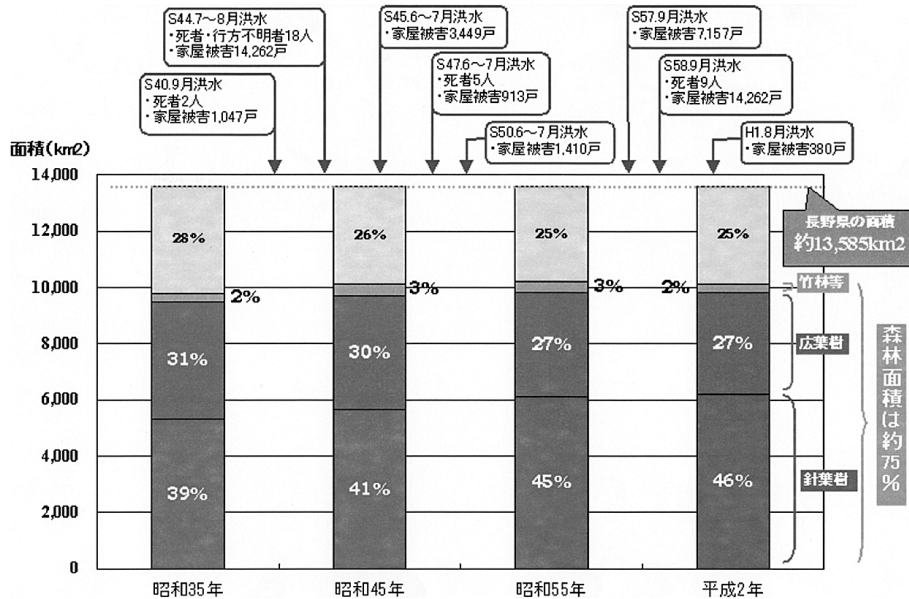


図-3 長野県の洪水被害と森林面積

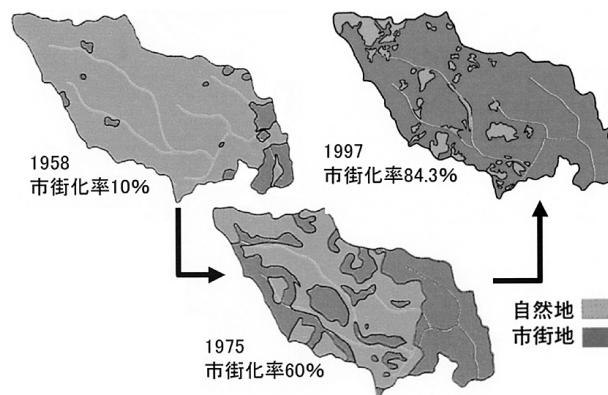
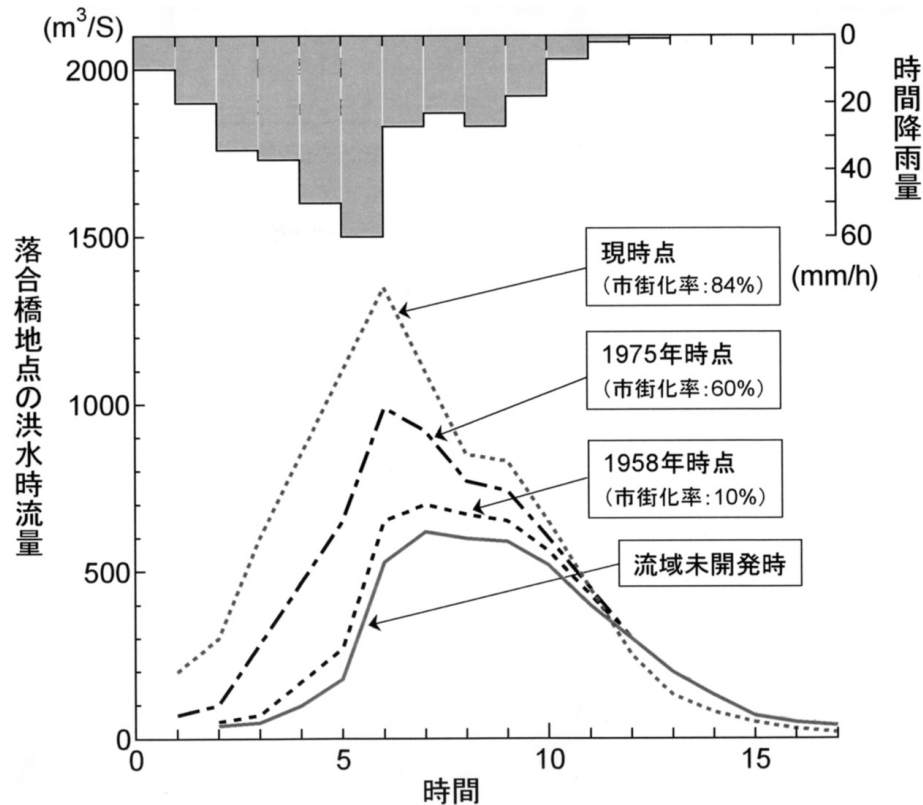


図-4 台地・丘陵地の開発・鶴見川(東京都、神奈川県)



図一5 鶴見川の流出量の増加

(出展：鶴見川流域水防災計画委員会中間報告書 (1977.6))

化によって森林が失われていった歴史である。

その結果、鶴見川の洪水流出量は(図一5)のように変化していった。つまり森林が失われていくと同時に洪水が大きくなっていった。逆に表現するなら「緑のダム効果はあった」のだ。

この図を示して、緑のダムを肯定的に評価する。この説明は一般の人々の直感と合う。人々は自分の直感と合ったデータが示されたことによって、やっと説明者の言葉に耳を傾ける心境になる。その説明者に少し信頼感が出てくる。

その信頼の上に立って、この例は鶴見川の例であり、すべての川の例にはならない。(図一3)のような長野県の場合は「緑のダム効果はない」と断言しても一般の人々はそれを理解する聡明さを備えている。

自然を相手にする治水そのものが難しい。その自然を相手にしている治水の説明が難しいのは当然だ。

河川管理者の最優先する任務は「説明」となる。

おわりに

洪水の原則、それは「洪水の水位を下げる」こと。そのためには様々な手法がある。どの手法を採用しても大きな問題を抱えている。それを明確に示し、その上で流域の人々の意見を聞き、流域の人々の様々な思いに共感を示し、最後に河川管理者が責任を持って「ある手法」を選択しなければならない。

その選択で正解などない。より良い選択でしかない。その、より良い選択を行うためにも情報公開と選択のプロセスの公開が必要なのだ。

本稿は一般の人に治水を理解してもらうために書き始めた。そのため、細部を無視して問題を大括りにした。厳密な議論も避け、割り切った論理を自由に展開した。

これを書き終わって読み直してみると、私が歩んできた治水人生を語っていた。そして、私が遣り残したこと、後輩たちに託したいこと、を縷々書いていたことに気が付いた。

そのため題名は「私の治水論」とした。

この機会を与えてくれた全国治水期成同盟会連合会に心から感謝します。

地方からの声

安全で安心な九州のまちづくり



全国治水期成同盟会連合会副会長

久留米市長 江藤守國

まず、久留米市の概要を紹介させていただきます。

久留米市は、九州の北部、福岡県南西部に位置しており、市域は東西32.27km、南北15.99kmと東西に長い形状で、面積229.34k㎡、また、人口は305,902人（平成17年8月1日現在）となっております。

本市の北東部から西部にかけて、九州一の大河「筑後川」が貫流しており、筑後川によって形成された広大な筑後平野と筑後川に沿って耳納山、高良山などの山々が連なる多様な自然に恵まれた地であります。

また、県南部の中核都市として、4本の鉄道（JR九州2線、西日本鉄道2線）と5本の国道（3号、209号、210号、264号、322号）が通り、九州自動車道と大分・長崎自動車道のクロスポイントとして、九州の交通の要衝となっております。

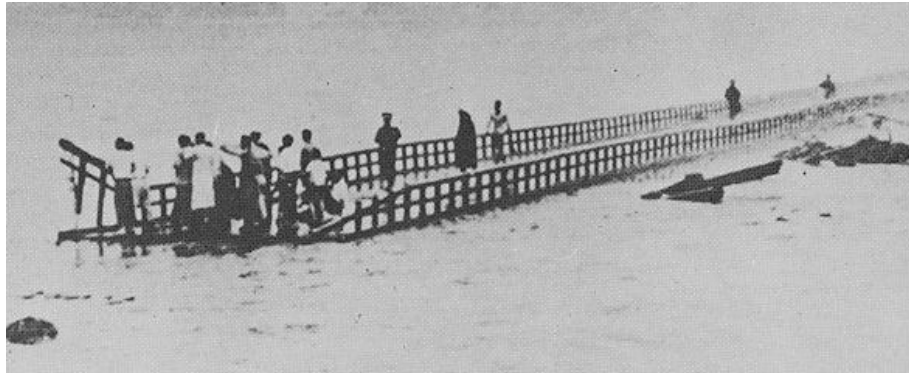


久留米市内を貫流する筑後川

平成17年2月5日には、周辺4町（田主丸町・北野町・城島町・三潆町）と合併し、新たな久留米市が誕生しました。新生久留米市では、個性豊かな歴史・伝統とこれまで培われてきた文化、産業、人材など地域の魅力を活用し、田園と都市が調和し活力に満ちた都市づくりの実現を目指しております。その実現には、地域の貴重な財産である水と緑の活用が重要であると考えています。

その中でも地域のシンボルである「筑後川」は、阿蘇外輪山に源を発し、広大な筑紫平野を育み、有明海に注ぐ、全長143km、流域圏域は、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県の4県にまたがる九州最大の河川です。この川は、「一夜川」「筑紫次郎」とも別称されるように洪水の歴史は古く、明治22年、大正10年、昭和28年は三大洪水といわれ、特に昭和28年6月の洪水は記憶に新しく、流域一帯に甚大な浸水被害をもたらし、当時の久留米市域の3分の2に相当する地域が浸水するという未曾有の被害を被りました。この暴れ川を克服しようとする努力も1600年頃から築堤、護岸等の治水事業や五庄屋等による4堰（大石、袋野、山田、恵利）の築造など、以来400余年、営々として続けられてきました。

一方、穀倉地帯である筑紫平野を潤す灌漑用水や生活用水として大いに利用され、今日では利水に加えて、堤防を地域の幹線道路として、また、広大な河川敷は地域住民のスポーツやレクリエーションの場として、さらに、西日本最大の筑後川花火大会や水面を利用したイカダ祭りやトライアスロンが開催されるなど、市民にとって大変恵み深い「母なる川」



小森野橋流出直後（昭和28年水害）



久留米大学医学部付近の浸水状況



筑後川花火大会

となっております。

昨年、わが国は数多くの台風の上陸また梅雨・秋雨前線の停滞による記録的な豪雨より各地で災害が相次ぎ、さらに新潟県中越地震が発生する等、全国的に自然災害の脅威を実感させられた年でありました。九州地区においても、4度にわたり台風が上陸・接近し、また、梅雨前線の豪雨により、尊い人命が失われる等の被害が発生いたしました。さらに、今年の3月には福岡県西方沖地震が発生し、追い討ちをかけるような梅雨期の集中豪雨による被害も発生し、近年、益々、自然災害に対する危機感が募る状況となっております。

もともと、九州は活火山が多く、少量の雨でも土砂災害が発生しやすいという地質的な特徴から、治水事業の計画的な推進は、安全で安心なまちづくり

には必要不可欠なものです。急速な高齢化社会が進む今日、治水事業は国土を保全し、水害等の災害から生命と財産を守り、活力ある経済社会と安全で快適な生活を実現するための根幹的な事業であり、最も優先的に実施すべき事業です。また、河川は流域における日々の生活や歴史・文化と深く関わり、自然環境やまちづくりとの調和のとれたうおいとやすらぎのある水辺の創出のニーズはますます高まっています。

このような状況を踏まえ、九州地区においては、直轄河川24期成会・ダム5期成会・砂防4期成会・海岸2期成会、合計35期成会から成る九州治水期成同盟連合会を組織し『安全で安心な九州のまちづくり』を目指しています。

会の総意に基づき、治水事業とダム建設事業や砂防事業及び海岸事業の強力な推進、河川管理施設の適正な維持管理、頻発する災害に備える堤防やダム等の整備、潤いとやすらぎの水辺環境の保全・創出など、地域と一体となった施策の展開というような取り組みを九州選出の国会議員の皆様をはじめ、国土交通省・財務省並びに九州地方整備局に対し、毎



筑後川河川敷整備状況

ますが、依然として低い水準であり、未だ各地において災害が発生し、九州の産業経済発展の隘路となっている状況であります。

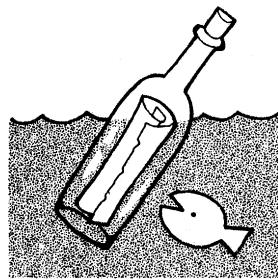
昭和28年6月の大水害から50年目の節目を迎え、時がたつに連れて水害の記憶が薄れつつあります。安全で安心な地域社会を後代に引き継いでいくために、この未曾有の大水害を風化させることなく、次の世代に継承していくことが、私たちに与えられた大きな使命であると考えています。今後も引き続き『安全で安心な九州のまちづくり』の早期実現に向けて、積極的に要望活動などを推進してまいりたいと考えています。

また、全国治水期成同盟会連合会の会員皆様のご支援、ご協力を賜り、会及び九州の発展に努力してまいりたいと考えています。

経歴

- 平成15年1月 久留米市長に就任
- 現在 九州治水期成同盟連合会会長
筑後川改修期成同盟会会長
筑後川流域利水対策協議会会長
- 平成15年6月 全国治水期成同盟会連合会副会長に就任

年、要望してまいりました。その甲斐あって、九州地区における治水事業等は年々着実に進められてい



直轄河川等治水期成同盟会連合会の要望活動の報告

東北、北陸等の直轄河川治水期成同盟会連合会においては、毎年春季の定時総会において事業計画等を採択し、要望活動を展開しております。

平成17年度においても、平成18年度予算の概算要求時期に合わせて精力的に活動されておりますので、その活動状況をご報告いたします。

項目	要望主体	要望先	要望時期	要望内容
北海道	北海道治水砂防海岸事業促進同盟 北海道災害復旧促進協会 北海道補助ダム促進協力会 北海道	国土交通省 地元選出国會議員	7月13日	「新生北海道」をめざして～治水関係事業の促進に向けて～
東北	東北直轄河川治水期成同盟会連合会 東北直轄ダム事業促進連絡協議会	財務省、国土交通省 地元選出国會議員	8月3日	東北直轄治水事業整備促進について
北陸	北陸直轄河川治水期成同盟会連合会 (新潟・福島県) 同上(石川県)	国土交通省 国交省北陸地方整備局	新潟・福島県 8月4日 石川県 8月9日 (富山県、長野県は9月に実施予定)	要望書
中部	中部直轄河川治水期成同盟会連合会		(8月に予定していた関係で10月に延期)	
近畿	近畿直轄河川治水期成同盟会連合会	財務省、国土交通省 国交省近畿地方整備局	財務省、国土交通省 7月29日 近畿整備局 5月11日	要望書
中国	中国治水期成同盟会連合会	内閣官房長官 財務省、国土交通省 国交省中国地方整備局 地元選出国會議員	財務省、国土交通省 7月26日 中国整備局 7月13日 国會議員 7月26日	中国地方の河川治水事業に関する要望書 特別緊急要望書 21世紀国民生活の基盤の基盤たる治水予算の大幅増強の特別緊急要望～河川治水財源配分の歴史的な大転換を求め～
四国	四国治水期成同盟連合会	財務省、国土交通省 地元選出国會議員	8月5日	要望書 河川別主要要望事項添付
九州	九州治水期成同盟連合会	財務省、国土交通省 地元選出国會議員	7月12日	九州の治水事業に関する要望書(安全で安心な九州のまちづくりを)

平成18年度予算に関する要望

全水連は、7月15日付けで自由民主党に対し、平成18年度予算に関する要望書を提出いたしました。

自由民主党におかれましては、早速8月3日党国土・建設関係団体委員会においてヒアリングが行われ、全水連としては、平成18年度治水関係予算の確保について次のとおり強く要望いたしました。

近年の異常気象から、集中豪雨が頻発する傾向にあります。特に、昨年は7月の集中豪雨、観測史上

最多の10個の台風の上陸により、全国各地に甚大な被害が発生しました。新潟県の能代川、福井県の浅水川においては、過去の出水により大規模な浸水被害が発生しましたが、その後の集中投資により、今回の集中豪雨が過去の雨量より多かつたにも拘わらず、浸水被害が0であったこと、また、新潟県刈谷田川・五十嵐川においては、上流の刈谷田川ダム・笠堀ダム等で洪水を貯留し、下流の氾濫軽減に寄与したこ

と等により、治水事業の効果が確実に発揮されております。

このように、治水対策の最重要課題は、着実に治水事業を推進していくことであり、所要の予算を確保する必要があることが第1番目のポイントであること。

とはいつても、現下の財政状況からハード対策とソフト対策を一体として推進する必要がある、そのためハザードマップの整備を推進するとともに、水防法を改正して浸水想定区域の指定対象河川を、大河川の洪水予報河川から重要な中小河川まで拡大することにより、避難等の目安となる特別警戒水位を設定して、市町村が避難勧告等に必要の水位の情報を提供するとともに、一般住民にも周知することが、第2番目のポイントであることを強調いたしました。

このように、所要の予算の確保としてのハード対策と、これと一体となったソフト対策を重要な柱として推進する必要があることを強く要望いたしました。

治水関係事業の推進に関する要望（本文省略）

- 一、災害を未然に防ぎ国民の安全・安心を確保する治水施設整備の強力な推進

水害・土砂災害から国民の生命と財産を守る治水対策は、国としての基本的責務である。国民が等しく安全を享受するためには、予防的な対策が基本であり、いまだ整備水準の低い河川、ダム等の整備を促進すること。

- 一、ハード対策と一体となったソフト施策の推進

ハザードマップの整備や避難体制の構築のための情報提供の充実などのソフト施策を、ハード対策と並んで重要な柱として推進すること。

- 一、国の有するノウハウや広域的な機動力を活かした災害時の広域支援体制の確立

被災地における被害拡大の防止や早期の復旧・復興を実施するための資機材の配備などの国による広域支援体制を確立すること。

- 一、平成18年度治水関係事業費の確保

激甚な水害・土砂災害が頻発しているにもかかわらず、治水事業費は縮減され、すでに景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を割り込んでいる状況である。安全・安心な社会の確立を目指すため、平成18年度治水関係事業費においては、平成17年度の水準を維持すること。

＜全水連だより＞

平成17年度全水連行事予定（後期）

平成17年度地方治水大会の日程のうち、決定していなかった会場等が、下記の通り決定いたしました

のでお知らせいたします。会員皆様の多数のご出席をお願いいたします。

月 日	(曜)	時 刻	行 事	会 場
10月20日	(木)	11:00	全水連秋季理事会	麴町会館3F
10月24日	(月)	13:30	近畿地方治水大会	奈良県橿原市奈良県社会福祉総合センター
10月26日	(水)	13:30	東北地方治水大会	秋田市秋田キャッスルホテル
10月28日	(金)	13:00	中部地方治水大会	津市三重県総合文化センター
11月2日	(水)	13:30	四国地方治水大会	徳島市徳島プリンスホテル
11月7日	(月)	14:00	中国地方治水大会	山口市山口県総合保健会館
11月22日	(火)	13:30	17年度促進全国大会	砂防会館別館